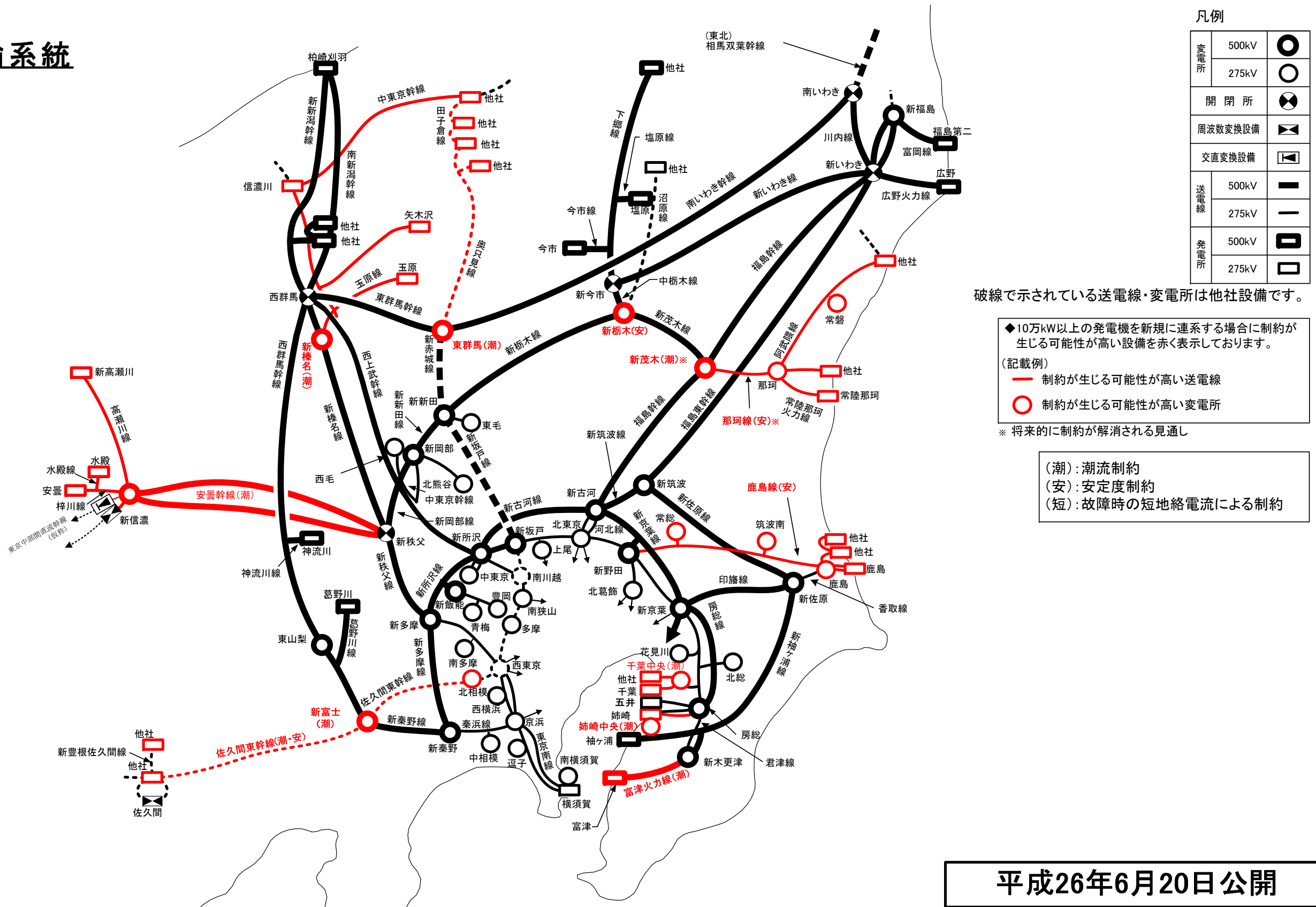


# 平成31年度以降の系統連系制約マッピング ～275kV以上の電力系統・①外輪系統～

以下の線が赤く色塗りされている設備の周辺エリア(赤色で塗られている発電所周辺)に10万kW以上の発電機を新規に連系する場合には、制約が生じる可能性が高くなります。なお、それ以外の設備の周辺エリアであっても連系制約が生じる場合があります。

## 外輪系統

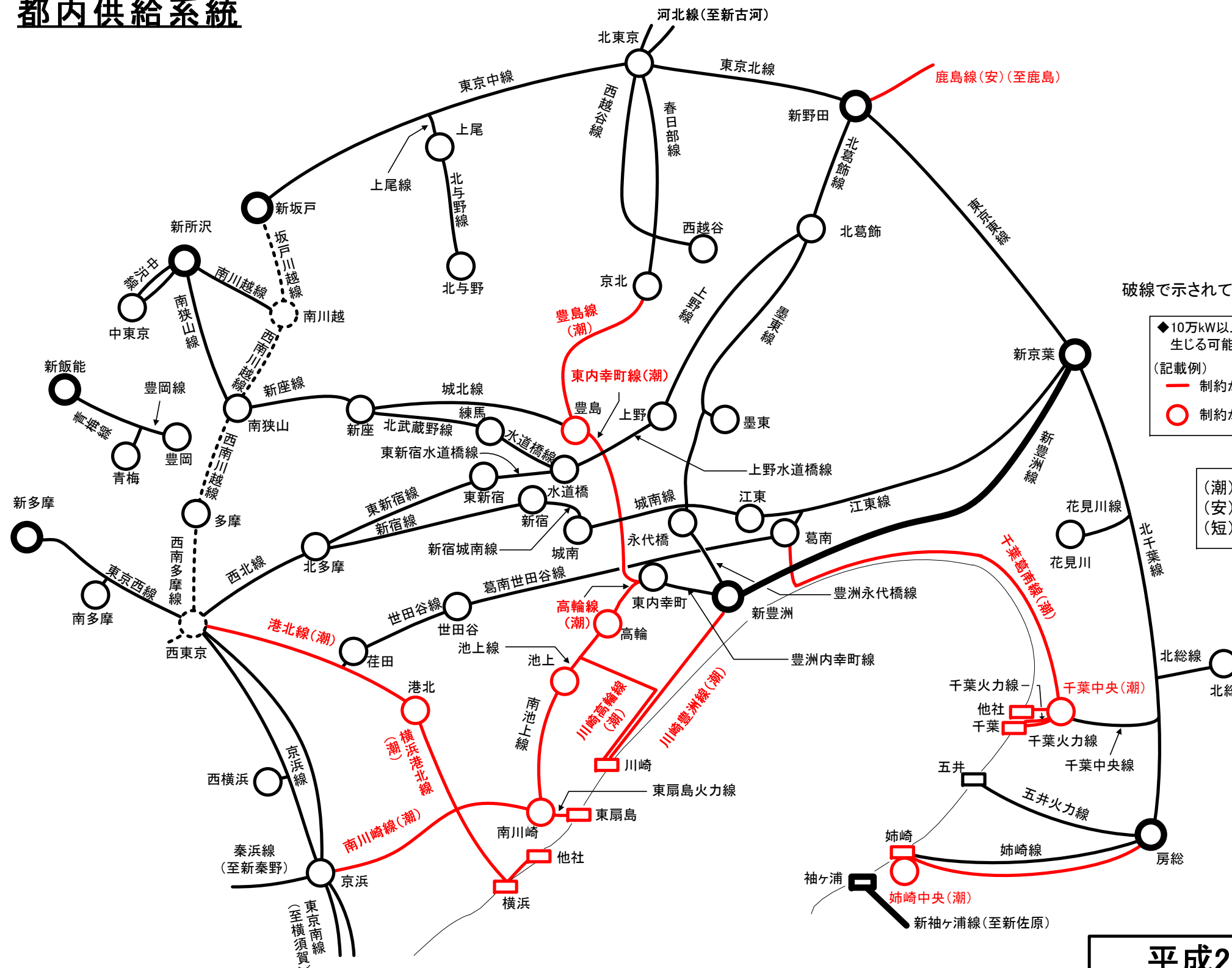


平成26年6月20日公開

# 平成31年度以降の系統連系制約マッピング ～275kV以上の電力系統・②都内供給系統～

以下の線が赤く色塗りされている設備の周辺エリア(赤色で塗られている発電所周辺)に10万kW以上の発電機を新規に連系する場合には、制約が生じる可能性が高くなります。なお、それ以外の設備の周辺エリアであっても連系制約が生じる場合があります。

## 都内供給系統



凡例

変電所	500kV	●
	275kV	○
開閉所		⊗
周波数変換設備		◀▶
交直変換設備		◀▶
送電線	500kV	—
	275kV	—
発電所	500kV	◻
	275kV	◻

破線で示されている送電線・変電所は他社設備です。

- ◆10万kW以上の発電機を新規に連系する場合に制約が生じる可能性が高い設備を赤く表示しております。
- (記載例)
- 制約が生じる可能性が高い送電線
- 制約が生じる可能性が高い変電所

- (潮): 潮流制約
- (安): 安定度制約
- (短): 故障時の短地絡電流による制約

平成26年6月20日公開

# 系統制約マッピングの記載方法ならびに留意事項について

## 【記載方法について】

○新規10万kWの発電設備連系を想定した場合に

- ・既存電力設備の工事が必要となる可能性の高い設備(制約が生じる可能性の高い設備)は赤色
- ・既存電力設備の工事が必要となる可能性の低い設備(制約が生じる可能性の低い設備)は黒色で示しております。

○図中に記載している系統連系制約の内容は以下のとおりです。

- ・(潮)：潮流制約  
電力設備が連続して許容できる電流値を超過するおそれがあること
- ・(安)：安定度制約  
発電機の安定運転が維持できなくなる(回転速度がずれて同期が取れなくなる)おそれがあること
- ・(短)：故障時の短地絡電流による制約  
電力設備が許容できる故障時の電流値を超過するおそれがあること

## 【留意事項について】

- 本資料は、平成26年6月時点における系統状況から作成しておりますので、新たな発電設備の系統連系や需要動向など、系統状況が変化した場合は制約情報が変更になる場合がございます。したがって、既存電力設備の工事の有無を保証するものではありませんので、最新の制約情報については、事前相談(無料)によりお問い合わせいただくことをお勧めいたします。
- 概略検討から判断しているため、系統連系の前には、接続検討による詳細検討が必要となります。
- スペースの都合上、一部設備ならびに設備名称を省略しております。

## 【凡例】

		制約無	制約有
変電所	500kV		
	275kV		
開閉所	500kV, 275kV		
	周波数変換設備		
	交直変換設備		
送電線	500kV		
	275kV		
発電所	500kV		
	275kV		

・破線で示した送電線・変電所は他社設備です。